

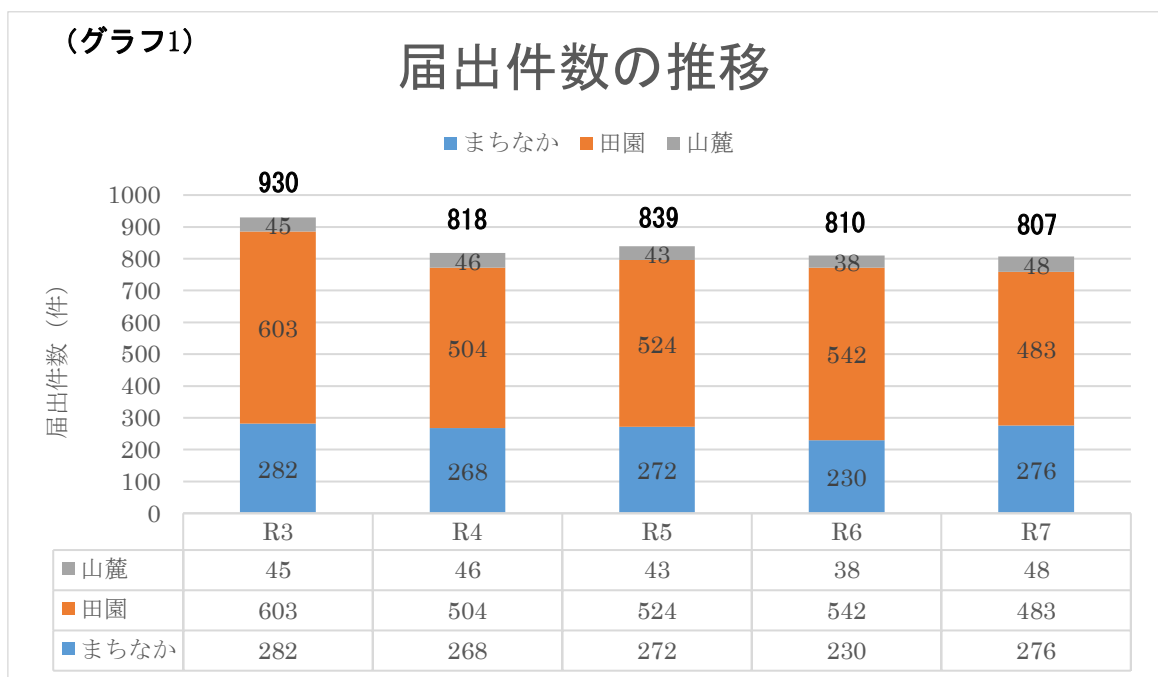
令和 7 年度 景観施策の取り組み実績について

1 条例の運用状況

(1) 景観条例の届出状況

① 届出件数の推移

令和 7 年度の届出件数は 807 件で、前年度に比べて 3 件減少と、ほぼ横ばいとなりました。過去 5 年間のエリアごとの届出件数平均は、まちなかエリアで 265 件、田園エリアで 531 件、山麓・山間部エリアで 44 件となっています。5 年前の届出件数を比較すると、田園エリアでの届出件数が大きく減少した結果となりました。



② 届出の内容

行為の種類については、建築物の新築等が 596 件で最も多く、次いで建築物の外観変更が 110 件でした。昨年度と比較すると、建築物の新築等が増加し、外観変更およびその他の開発行為等の届出が減少となりました。

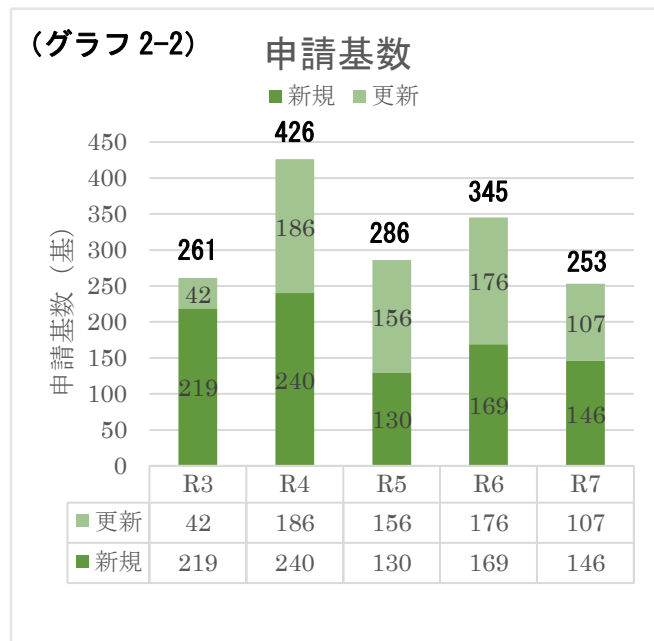
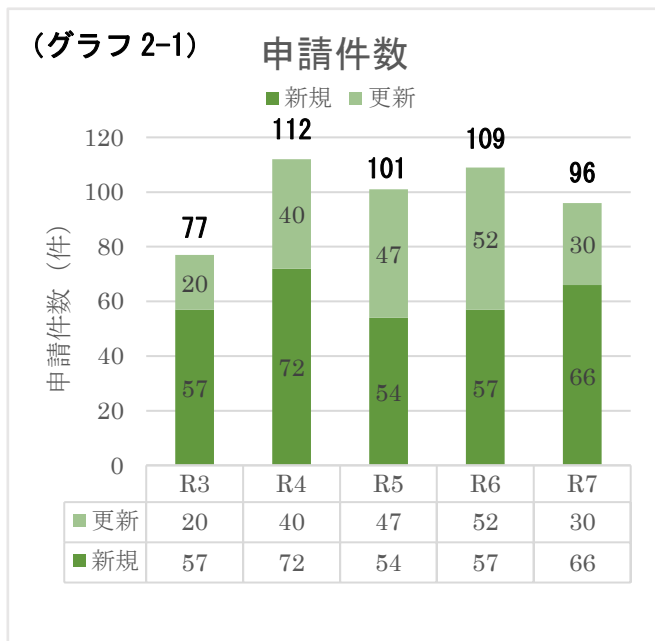
行為の種類		R 7		R 6	
		届出件数	通知件数	届出件数	通知件数
建築物	新築・増築等	596	4	571	7
	外観の変更	110	20	117	13
工作物	新築 増築等	4	0	4	0
	外観の変更	7	0	7	1
その他	開発行為、土砂の採取、 その他の土地の形質の変更等	82	0	109	1
	屋外における土石、 その他の堆積	8	1	2	3
合計		807	25	810	25

行為の種類		まちなか	田園	山麓山間部	合計
		エリア	エリア	エリア	
		件数 (件)	件数 (件)	件数 (件)	件数 (件)
建築物の 建築等	新築、増築等	220	340	36	596
	外観変更	34	72	4	110
工作物の 建築等	新築、増築等	2	2	0	4
	外観変更	0	1	6	7
開発行為、土砂の採取、 その他の土地の形質の変更等		20	60	2	82
屋外における土石等の堆積		0	8	0	8
合計		276	483	48	807

(2) 屋外広告物の申請状況

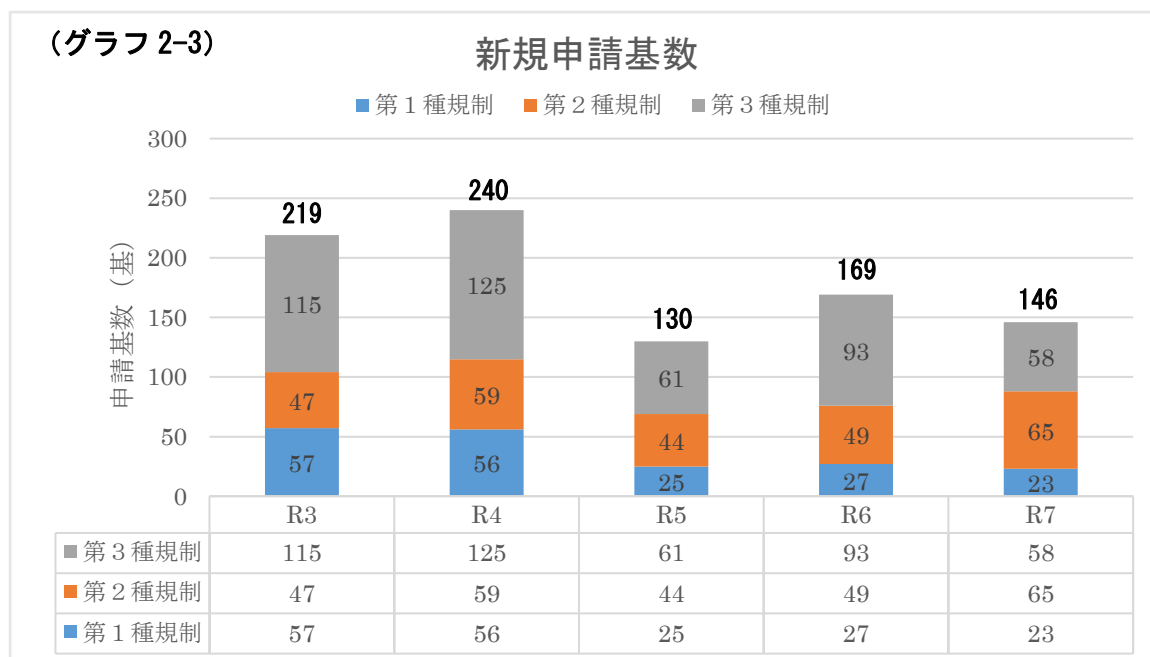
① 申請件数及び申請基数の推移

令和7年度の申請件数及び申請基数は96件253基でした。前年度と比較すると申請件数が13件、申請基数が92基、いずれも減少しました。



② 新規申請基数の内訳

令和7年度の新規申請基数を規制地域ごとに見ると、第1種規制地域が23基、第2種規制地域が65基、第3種規制地域が58基でした。前年度と比較すると、第1種規制地域で4基、第3種規制地域で35基減少し、第2種規制地域で16基増加しました。



2 緑のまちづくり事業

(1) 記念樹配布

申請件数は昨年度に比べて 26 件減少し、交換本数は 40 本減少となりました。

該当事由別では、住宅の取得およびお子様の誕生における申請件数・交換本数ともに減少いたしました。

(表 1)		R 7		R 6	
該当事由	申請件数	交換本数	申請件数	交換本数	
住宅の取得	176	292	186	311	
誕生	178	123	194	144	
合計 (重複)	322 (32)	415	348 (32)	455	

(2) 生垣設置・ブロック塀撤去補助金

生垣設置のみの申請件数は昨年度より 3 件減少し、補助金額は増加しましたが、植栽本数は減少となりました。

ブロック塀撤去の申請件数は昨年度より 1 件増加しましたが、補助金額は減少し植栽本数の増減はありませんでした。

補助金全体でみると、申請件数・補助金額は昨年度より 2 件減少し、補助金額および植栽本数も減少したとの結果となりました。

(表 2)		R 7			R 6		
該当事由	件数	補助金額	植栽本数	件数	補助金額	植栽本数	
生垣設置のみ	21 件	1,198,000 円	325 本	24 件	1,029,000 円	346 本	
ブロック塀撤去	4 件	404,000 円	32 本	3 件	600,000 円	32 本	
合計	25 件	1,602,000 円	357 本	27 件	1,629,000 円	378 本	

3 その他景観施策に関する取り組み状況（周知強化と理解の促進）

(1) 理解促進に関する働きかけ

- ・令和7年10月4、5日 「安曇野環境フェア 2025」へ出展

昨年に引き続き建築住宅課としてブースを出展しました。来場者には景観クイズへの挑戦とアンケートへの回答にご協力いただき、参加者には花の苗をプレゼントすることで、楽しみながら安曇野市の景観に親しんでいただきました。あわせて、緑のまちづくり事業や各種景観・屋外広告物条例、眺望点の周知を行い、景観保全への関心を高める機会としました。

- ・令和7年1月17日 「安曇野市協働のまちづくり出前講座」を開催

建築住宅課景観係がメニュー登録している「まちづくり出前講座」を開催しました。本講座は、市民の皆様からの依頼に応じて職員が講師として伺い、市の施策や制度について説明を行うものです。当日は景観条例、屋外広告物条例、景観づくり住民協定の仕組みについて詳しく解説し、その後の意見交換を通じて、制度への理解と地域における景観形成への意識を深めていただきました。



■「安曇野環境フェア 2025」の会場風景

(2) SNS 等をはじめとした様々なツールを活用した情報発信

①市広報誌「広報あづみの」への掲載

- ・ 広報あづみの 8月号「屋外広告物適正化旬間」

国土交通省が定める「屋外広告物適正化旬間（毎年9月1日～10日）」に合わせ、屋外広告物の適切な点検、および屋外広告物条例と景観条例の周知に関する記事を掲載しました。

- ・ 広報あづみの 2月号「景観づくり住民協定案内」

市内 24 地区で締結されている景観づくり住民協定について、社会情勢の変化や担い手の高齢化・後継者不足といった課題を踏まえ、活動の継続支援と市民への周知を目的に記事を掲載しました。

景観づくり住民協定
景観を守る

景観形成 住民協定区域

①等々力地区の眺望点②農野の里野を丘陵から見える常念岳③安曇野真々部・小倉特産専守地蔵の稲穂作樂④農野地区で整備している花壇

● Pick up
安曇野らしい景観へ
知っておきたい2つの条例

景観づくり住民協定と併せて、市では市内全域を対象となる2つの条例で安曇野らしい景観づくりに取り組んでいます。

● Interview
子どもたちに誇れる景観を残すために

豊田地区では、区域内にある建物の配置や色、広告物のルールを決めて景観を守っています。そのため、区域内で新しく住宅などを建てる皆さんには、ルールに沿って景観に調和するものを選んでいただくようお願いをしています。

● Information
ご相談ください 地域での景観づくり

市では、景観づくり住民協定締結を支援しています。お住まいの地域や区などで新たに協定を締結する場合は、締結に向けた事前準備・内容・手順などをご紹介します。また、活動のための助成制度もあります。

● 景観づくり 住民協定地区

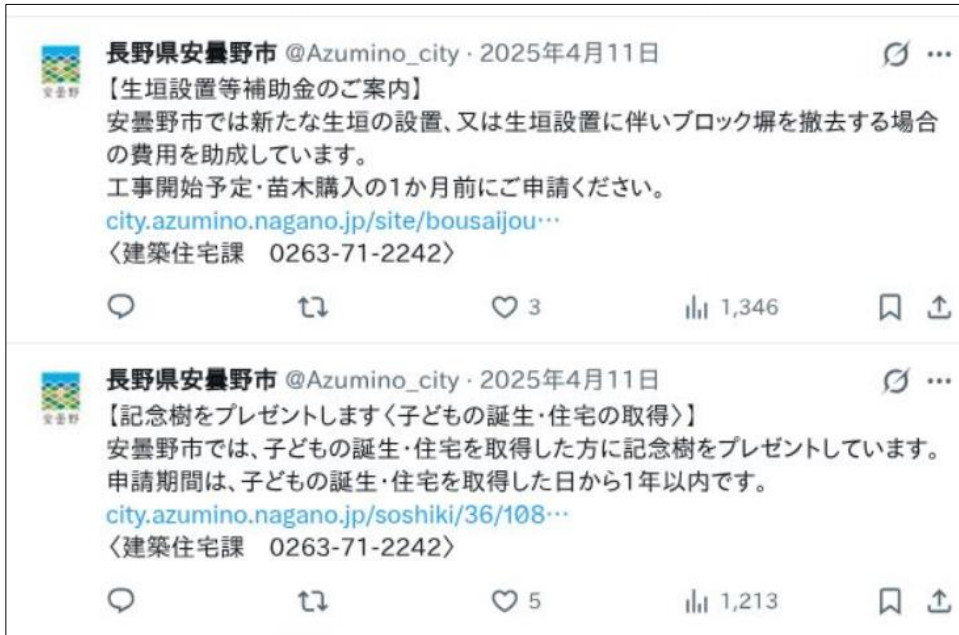
現在、右記の24カ所が住民協定に認定されています。詳細は市平からご質問いただけます。

地域	協定名
豊科	市道豊科1級23号線、豊科特産稲穂専守地蔵、豊科豊科大天井岳線、豊科安曇野インター-豊科線、安曇野の里野前地区、安曇野の高大口沢地区、アルプス眺望の里光地区、安曇野真々部・小倉特産専守地蔵、未来へつなぐR147たきべ地区、豊科駅前通り
穂高	豊田地区、白倉地区、等々力地区、牧地区、狐島地区、彌島の里青木花見地区、豊新田地区、豊田南地区、穂高駅通り地区、穂高地区
三郷	広域農道北郷地区
穂金	豊野の里常念岳線、アルプスの麓・れんげの里岩原地区
明科	特科駅前23号線19号沿線

■ 広報あづみの 2月号

②市公式 X(旧 Twitter)への投稿

- ・ 令和7年4月11日 「生垣設置等補助金のご案内」
「記念樹をプレゼントします<子どもの誕生・住宅の取得>」
- ・ 令和7年8月29日 「屋外広告物の点検を」
- ・ 令和7年10月3日 「10月4～5日安曇野環境フェアへ出店します」



③関連業者、関連団体への周知・啓発活動

- ・令和7年8月29日 長野県屋外広告業登録事業者に向けた案内チラシの送付
- ・令和7年12月22日 景観安曇野市商工会、長野県建築士会安曇野支部へ安曇野市景観条例の手続き案内資料を送付
- ・令和7年12月22日 長野県建設業協会（松筑・安曇野・大北支部）へ安曇野市景観条例の周知案内を送付
- ・令和8年3月6日 景観条例申請者・委任者・設計者に向けた届出提出案内はがきを送付

屋外広告物の安全点検(義務) をお願いします！

1 点検の対象
すべての屋外広告物が対象です。ただし、以下のものは除きます。

- ・はり紙、はり札、立看板類、広告看板、アドバルーン、壁面等に描かれたもの
- ・法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの

※対象外の広告物についても、良好な状態に保つよう適正な管理が必要です。

2 点検の方法

(1) 点検時期
【許可申請が必要な広告物】
屋外広告物を表示・設置・改造した時及びその後5年以内ごと。
ただし、「変更の許可」や「許可の更新」の申請手続きの際は、申請書を提出する日より前3ヶ月以内に点検を実施すること。
【許可申請が不要な広告物】
屋外広告物を表示・設置・改造した時及びその後5年以内ごと。

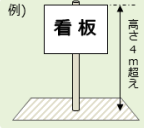
(2) 点検内容(項目)
裏面の記入例を参照(安曇野市屋外広告物等安全点検報告書)

3 点検者の資格(広告物の高さ4m超の場合のみ)
安曇野市屋外広告物条例施行規則で定める以下の者

<input type="checkbox"/> 屋外広告士	<input type="checkbox"/> 一級・二級建築士
<input type="checkbox"/> 電気工事士	<input type="checkbox"/> 電気主任技術者
<input type="checkbox"/> 職業訓練修了者等	

上記の資格と同等以上の知識を有すると市長が認めた者(以下の団体が行う技能講習の修了者)


- 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会
- 公益社団法人日本サイン協会



4 点検結果の保管・報告

- ・点検結果の記録は、「安曇野市屋外広告物等安全点検報告書」に記録し、屋外広告物を除却するまでの間、保管しなければなりません。
- ・安曇野市から表示・設置の許可を受けている屋外広告物は、「変更の許可」や「許可の更新」の申請手続きの際に「安曇野市屋外広告物等安全点検報告書」を提出する必要があります。

詳しい制度の内容はHPをご覧ください。
右のQRコードを読み込むとHPにアクセスできます。



【問い合わせ先】 安曇野市 都市建設部 建築住宅課 (建築景観係)
住所: 〒399-8281 安曇野市豊科6000番地 安曇野市役所本庁舎 (2階15番窓口)
電話: 0263-71-2242 メール: kenchikujuutaku@city.azumino.nagano.jp


安曇野市景観条例 届出提出についてのお知らせ

日頃から安曇野市の景観行政にご理解ご協力いただきまして、感謝申し上げます。


安曇野市景観条例に基づく届出は、景観法により着手予定日の**30日前**までの提出が義務付けられています。期日に余裕をもった届出提出をお願いいたします。

なお、お客様の都合による**短縮通知公布日のお約束はできかねます**ので、ご了承ください。

法令遵守の徹底をお願いいたします。



詳しい制度の内容はHPをご覧ください。
右のQRコードを読み込むとHPにアクセスできます。



■令和7年8月29日送付チラシ

■令和8年3月6日送付はがき

